

第3次太子町男女共同参画プラン策定体系

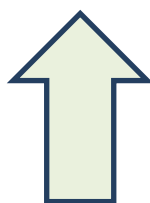
外部諮問機関（学識者・公募委員等10名）

太子町男女共同参画プラン策定委員会

『太子町男女共同参画プラン策定委員会条例』

『太子町男女共同参画プラン策定委員会規則』

【プランに関する調査・審議・決定】



内部審議機関（町幹部7名）

太子町男女共同参画プラン策定推進本部

『太子町男女共同参画プラン策定推進本部設置要綱』

【プランに関する庁内諸施策の協議及び総合調整・委員会議案等の審議】



推進本部下部組織：作業部会（関係課職員10名）

太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム

『太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム設置要綱』

【プラン策定に関する調査・研究・素案等の作成】

「太子町男女共同参画プラン策定関係法令」

法 令 名	頁
①「太子町男女共同参画プラン策定委員会条例」	P 1
②「太子町男女共同参画プラン策定委員会規則」	P 4
③「太子町男女共同参画プラン策定推進本部設置要綱」	P 5
④「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム設置要綱」	P 7
⑤『男女共同参画社会基本法』（抜粋）	P 9
⑥『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』（抜粋）	P 12

条例第 1 号

太子町男女共同参画プラン策定委員会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、太子町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項の調査、審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組みに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、太子町男女共同参画プランを策定するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間企業又は公共的団体の推薦する者
- (3) 教育関係機関に属する者
- (4) 太子町男女共生セミナー修了者
- (5) 兵庫県男女共同参画推進員
- (6) 公募により選任する者
- (7) 町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、委員長は太子町男女共同参画プラン策定会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(条例の失効)

3 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

太子町男女共同参画プラン策定委員名簿

1	(1)学識経験のある者	親和女子大学発達教育学部 児童教育学科教授 勝木 洋子
2	(1)学識経験のある者	男女共同参画学習アドバイザー 清水 英子
3	(2)民間企業又は公共的団体の 推薦する者	(株)東芝 姫路半導体工場 管理部 総務安全担当 グループ長 泉尾 啓之
4	(3)教育関係機関に属する者	太子町社会教育主事 三宅 優一
5	(4)太子町男女共生セミナー修了者	太子町男女共生セミナー修了者 長谷川 秀子
6	(5)兵庫県男女共同参画推進員	小山 富美子
7	(5)兵庫県男女共同参画推進員	大島 八重
8	(5)兵庫県男女共同参画推進員	瀧北 りえ
9	(6)公募により選任する者	圓尾 信子
10	(6)公募により選任する者	小田 久美子

規則第 5 号

太子町男女共同参画プラン策定委員会規則

(目的)

第 1 条 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例（平成 25 年条例第 1 号）第 8 条の規定に基づき、委員会の議事及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集方法)

第 2 条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員会の開催日の 3 日前までに、開催の日時及び場所を委員並びに関係者に議案を添えて通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第 3 条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席した委員、関係者の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議経過及び結果
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は 2 名とし、委員長が指名する。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し疑義が生じた場合は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の失効)

2 この規則は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

太子町男女共同参画プラン策定推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 太子町男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の策定を総合的に推進するため、太子町男女共同参画プラン策定推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) プランの策定に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は町長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長、総務部長、生活福祉部長、経済建設部長及び教育次長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、副本部長が議長となる。

(プロジェクトチーム)

第 6 条 本部は、第 2 条の所掌事務を遂行するにあたり、太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 30 日から施行し、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

太子町男女共同参画プラン策定推進本部名簿

番号	氏 名	職 名	組 織
1	北 川 嘉 明	町 長	本 部 長
2	八 幡 儀 則	副 町 長	副 本 部 長
3	寺 田 寛 文	教 育 長	本 部 員
4	香 田 大 然	総 務 部 長	本 部 員
5	井 手 俊 郎	生活福祉部長	本 部 員
6	堂 本 正 広	経済建設部長	本 部 員
7	神 南 隆 司	教 育 次 長	本 部 員

太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第 1 条 太子町男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の策定に必要な調査及び研究並びにプランの素案策定を行うため、太子町男女共同参画プラン策定推進本部設置要綱(平成 25 年訓令甲第 4 号。以下「本部要綱」という。)第 6 条第 2 項の規定に基づき太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 チームは次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する実施状況等の現状把握及び課題検討に関すること。
- (2) プランの素案の策定に関すること。
- (3) プランの素案の策定に必要な連絡調整に関すること。

(組織)

第 3 条 チームは職員 10 名以内で組織し、本部要綱第 3 条第 2 項に定める本部長が任命する。

- 2 チームにリーダー及びサブリーダーを各 1 名置き、互選によって定める。
- 3 リーダーは、チームの会務を総理し、チームを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 チームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、リーダーが議長となる。

- 2 チームは前項の会議の成果を太子町男女共同参画プラン策定推進本部に報告する。

(資料の提出等の請求)

第 5 条 チームは、プランの素案の策定にあたり、関係する所属長に資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 チームの庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 30 日から施行し、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム名簿

番号	氏 名	職 名	担当部署	組織
1	岩 崎 祐 二	主 査	企 画 政 策 課	
2	児 嶋 綾	係 長	総 務 課	
3	重 末 素 子	主任主査	町 民 課	
4	八 木 幸 司	主 査	生 活 環 境 課	
5	和 田 淳 子	係 長	社 会 福 祉 課	サブリーダー
6	嶋 津 佐 織	係 長	さわやか健康課	
7	吉 井 智 美	主任主査	産 業 経 済 課	
8	栗 岡 秀 成	係 長	街 づ く り 課	
9	森 文 彰	係 長	管 理 課	リーダー
10	三 宅 優 一	社会教育主事	社 会 教 育 課	

プランにおける各課の主な所管業務

企 画 政 策 課	防災、その他
総 務 課	町職員への推進、職域の拡大、セクシャルハラスメント防止
町 民 課	母子福祉事業の充実、DV 対策（住基情報提供の規制）
生 活 環 境 課	防犯（ストーカー対策含）
社 会 福 祉 課	DV 対策、児童虐待、子育て・ひとり家庭支援、自殺防止、心身障害者支援、社会福祉協議会事業の掌握（相談体制の充実）
さわやか健康課	育児・介護・心身の健康支援
産 業 経 済 課	就業機会の確保、職業相談、女性のエンパワーメント、企業や自営業における男女共同参画の推進
街 づ く り 課	ユニバーサル社会づくり
管 理 課	教育・学校運営
社 会 教 育 課	人権・生涯学習

*会議の中で業務内容の追加変更は行っていく。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

公布：平成11年6月23日法律第78号

施行：平成11年6月23日

改正：平成11年7月16日法律第102号

施行：平成13年1月6日

改正：平成11年12月22日法律第160号

施行：平成13年1月6日

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、

かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女

の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭そ

の他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必

要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章以下省略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

公布：平成13年4月13日法律第31号

施行：平成13年10月13日

改正：平成16年6月2日法律第64号

施行：平成16年12月2日

改正：平成19年7月11日法律第113号

施行：平成20年1月11日

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の二・第2条の三）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章 被害者の保護（第6条―第9条の二）

第4章 保護命令（第10条―第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作

成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他

の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
(福祉事務所による自立支援)

第8条の三 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章以下省略

第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュール

	委員会(全3回)	庁内推進本部	庁内プロジェクトチーム
H25.4月	公募委員募集(4/25～5/14) 公募委員以外の委員の選定及び決定	推進本部設置要綱整備(4/30)	プロジェクトチーム設置要綱整備(4/30) (プロジェクトチームメンバー確定)
5月	策定委員会委員決定(5月末)		●プロジェクトチーム第1回会議 5/24 (リーダー・サブリーダーの互選。 ①現計画の達成度・変更追加事項・問題提起 ②アンケート案等について その後、随時会議を開催し、第1回委員会開催までに、①②の資料の取りまとめを行う。
6月		○推進本部第1回会議 6/3 (プロジェクトチーム作業内容報告。) ○推進本部長会議(委員会提出資料審議)	●プロジェクトチーム第2回会議6/14 ①現計画の達成度・変更追加事項・問題提起 ②アンケート案等について
7月	◎第1回委員会開催 7/2(火) 委員長・副委員長の互選 (1)太子町男女共同参画プランについて (2)第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュールについて (3)現行プランの達成度調査及び新プランへ追加すべき事項について (4)住民アンケート調査(素案)について	○推進本部長会議 第1回委員会結果を受けて、プロジェクトチームが作成したアンケートを実施。	●プロジェクトチーム会議(随時) 第1回委員会結果を受けて、アンケートを作成。集計結果を参考にプラン策定作業を推進し、第2回委員会で諮問する計画(案)を作成する。 ※アンケート集計については、事務局が行う。
8月			
9月			
10月			
11月		○推進本部長会議(委員会提出資料審議)	
12月	◎第2回委員会開催(諮問) 日程は未定12月頃 ・アンケート結果の報告 ・プラン素案提出		●プロジェクトチーム会議(随時) 第2回委員会結果を受けて、必要に応じ会議を開催し、第3回(最終)委員会に提出する最終計画(案)を作成する。
H26.1月		○推進本部長会議(委員会提出資料審議)	
2月	◎第3回委員会開催(最終決定)		
3月	太子町男女共同参画プラン策定完了		

太子町男女共同参画プラン達成度調査一覧表

施策の方向		具体的施策	施策内容	施策詳細 (●項目)	担当課	第2次プラン ページ数	目標	第2次達成度等調査結果				
							第2次目標	平成21年～25年度に実施した主な事業	平成25年度までに達成できた成果	現在の状況	今後の課題や問題点	(平成26年～30年度)必要とされる具体的施策
1	重点施策	多様な機会と方法による啓発と広報の充実	性別役割分担意識に基づいた制度・慣行等の見直しや男女平等の意識づくりに向けた広報・啓発活動を充実します。	広報紙、ホームページなどによる啓発の充実	社会教育課	19	充実	広報「たいし」人権一ロメモや集落学習の手引書にも男女共同参画社会のテーマを取り上げて啓発活動を実施	手引書を活用し、住民学習会の中でも「固定化された男女の役割意識」について意見交流した。	今年度も手引き書の中に男女共同参画をテーマにとりあげている。	啓発については、成果を急がずに、地道に取り組むことが大切。	県の啓発資料等を参考にし、より分かりやすい資料を作成していく。
				男女共同参画に関する情報提供	企画政策課	19	充実	男女共の育児参加・家事参加を促進するような記事を広報・人権啓発冊子などに掲載	記事を発信することで住民への意識づけを図ることができた	全国的な傾向であるが、「イクメン」など、男性の育児・家事参加がますます活発になり、女性の社会進出も進んでいる	効果的な情報発信方法の検討	男女平等や役割分担の変化など、時代に即した広報啓発活動の継続
1	重点施策	講演会・講座開催による意識啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発をするために講演会等を開催します。	人権文化を進める町民運動月間の講演会実施	社会教育課	19	充実	「人権教育実践発表会」や「人間の生き方講座」で毎年男女共同参画社会のテーマを取り上げて講座等を実施	参加者に男女共同参画について考えていただけた。	引き続きこのテーマをとり上げ、啓発に努める。	人権課題は「男女差別」だけではなく、毎年この問題だけを重視することはできないが、課題の一つとして取り組むことが大切。	その年その年の人権課題を敏感にとらえて取り組みを継続していく。
				人権教育実践発表会の開催 集落学習会・人間の生き方講座の充実 「男女共同参画」をテーマにした講座の開催	企画政策課	19	充実	広報等で「男女共同参画社会の目指す姿」の出前講座の提供 平成22年度の防災講演会で「地域の防災・減災を男女共同参画の視点で考えよう」のテーマで講演会を実施	出前講座での利用がないがいつでも対応できるような体制を確保した 約250名が参加し、災害時の女性の果たす役割や防災意識の高揚・知識の提供を図れた	希望者にはいつでも男女共同参画をテーマとした出前講座を利用できる体制となっている	広報等で出前講座の提供を続け、町民の方にとって興味深い講座の充実を図る	講座の充実と啓発活動
2		男女共同参画に関する意識調査	施策に反映していくために、男女共同参画に関する町民意識の把握に努めます。	町民意識調査等の実施	企画政策課	19	充実	平成25年度にアンケート調査を実施	1,000名にアンケートを実施し、町民意識を把握	アンケートの調査結果を、プラン策定に反映させる	プラン策定の前年度のみの実施のみではなく経常的に必要	平成30年度の第4次プラン策定時に実施予定
					社会教育課	19	充実	平成25年度にアンケート調査を実施	1,000名にアンケートを実施し、町民意識を把握	アンケートの調査結果を、プラン策定に反映させる	プラン策定の前年度のみの実施のみではなく経常的に必要	平成30年度の第4次プラン策定時に実施予定
3		町の広報・刊行物の表現についての見直し	固定的な性別役割にとらわれない、多様な姿を積極的に取り上げていこう、町が作成する広報・刊行物などの表現を見直します。	男女共同参画の視点に立った表現への見直し	企画政策課	19	推進	広報などを発行時に複数で性差による表現が使用されていないか確認	表現を注意して発行物・広報等を作成している。	表現を注意して発行物・広報等を作成している。	今後も、複数で性差による表現が使用されていないか確認する	文章表現のガイドライン等の作成
4		男女がともに築く家庭教育の機会の提供	家事、育児、介護などを男女がともに担えるような講座を開催します。また、男性が参加しやすいよう、内容や開催日時に配慮します。	家庭教育学級の充実	社会教育課	21	充実	男性料理教室等の開催	男性料理教室を開催する公民館が増え、ここ数年、町内で60名以上が講座に参加している。	本年度も家庭教育学級に、父親が数名参加している。	これからも積極的に男性の参加をよびかけていく。	父親が未参加の家庭教育学級にも父親の参加を呼びかけていく。
				男女がともに参加する育児・料理教室の開催	さわやか健康課	21	充実	両親学級を日曜日に開催	参加者多数となっている	男性に向けた育児のスタートとして両親教室の中で沐浴実習、夫の妊娠体験等実施してる	より多くの人に参加していただき、意識啓発を図る	継続して実施
5		男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	成長段階に応じた男女共生教育を推進し、個性や能力の伸長を図ります。子どもたちが「自分らしさ」を発揮し幅広い選択ができるよう自然の中や地域社会でのさまざまな体験活動を通した教育を推進します。	男女平等の視点に立った進路指導の充実 男女で区別しない呼称の推進 教職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施 男女共同参画の視点に立った教職員の配置の推進 さまざまな体験活動を導入した教育活動の推進 人権同和教育の充実(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の校種をこえて)	管理課	22	推進	トライやるウィーク(県事業)の開催	トライやるウィークで町内94箇所の事業所に両中学校生徒369人を派遣した。	小学校は男女混合名簿とし、「さん」づけで呼んでいる。	固定観念を払拭するためには継続的な啓発が必要である。	既に行っている事業等を継続して実施
5		男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	あらゆる機会を通して男女共生の意識を育みます。	セクシュアル・ハラスメント防止策に関する研修会の開催	管理課	22	推進	女性管理職の登用	女性管理職の充実	男女関係なく適材適所としているが、女性管理職が少数となっている。	女性の管理職資格試験の受験者が少ない。	受験対象者への管理職の役割等、説明会の実施
				教職員のための人権、男女共生教育研修の充実 保護者を対象とした男女共同参画に関する研修の実施	社会教育課	22	推進	各校区の地区懇談会等で人権啓発映画を活用した研修を行い、男女共同参画の視点もテーマに取り入れた研修を実施	PTA会長に女性が就任したり、PTA行事に父親が積極的に参加する「おやじの会」の設置が増えた。	女性PTA会長が1園、小中学校で「おやじ会」は6校中4校で設置	意識は高まってきているので、継続してとりくむことが大切。	PTA対象の研修会の実施
6		男女共同参画の視点に立った生涯学習講座の推進	男女共同参画の視点に立った講座を開催します。どなたにも参加していただけるよう内容や開催日時、託児等に配慮します。	公民館等における男女共同参画に関する学習機会の充実 男女平等に関する人権学習の充実	社会教育課	22	推進	男性料理教室の開催	男性料理教室を開催する公民館が増えた。	ここ数年は町内で60名以上の方が参加している。	これからも積極的に男性の参加をよびかけていく。	料理だけでなく、工夫した講座の開設。
7		女性に対する暴力の根絶に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力は重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力根絶への取り組みを進めます。	女性に対する暴力根絶のための啓発活動の実施	企画政策課	25	推進	ポスターやHPなどによる啓発の実施	広報活動により住民への意識づけが図られた	DVをはじめとする女性被害者の事件が頻発している	安心して本人が相談したり、第三者が情報提供できる体制の確保	安心して本人が相談したり、第三者が情報提供できる体制の確保(DV基本計画)
				セクシュアル・ハラスメント防止に向けた教育・啓発活動の実施	管理課	25	推進	教職員へのセクハラ防止研修の実施	セクハラ相談窓口の設置	セクハラ相談窓口の設置により、相談者が	相談しやすい体制の確保が課題。	教職員・生徒ともに研修会・授業を通じて意識高揚を図る。
					企画政策課	25	推進	ポスターやHPなどによる啓発の実施	広報活動により住民への意識づけが図られた	セクハラ等の相談機関があるが、相談がしにくいのが現状	相談しやすい体制の確保	相談しやすい体制の確保
				DV防止のための啓発活動の実施	企画政策課	25	推進	ポスターやHPなどによる啓発の実施	広報活動により住民への意識づけが図られた	社会福祉課等の関係機関窓口への案内	関係機関との連携強化	安心して本人が相談したり、第三者が情報提供できる体制の確保(DV基本計画)
					社会福祉課	25	推進	ポスター等の設置や、DV防止キャンペーンによる啓発	DV防止に係る啓発を実施	DVに対する認知度が高く、以前に比べて相談できる場が増えつつある。	継続した啓発が必要	ポスターやキャンペーンを通じて啓発
				被害者の安全確保と自立支援のための関係機関との連携強化	社会福祉課	25	推進	DV相談業務の実施	DV防止に係る関係機関が実施する研修に積極的に参加し、相談業務に生かすことができた。	DV案件について、関係機関と連携して対応、支援。	事案に的確に対応するための知識、関係機関との更なる連携、また相談者のセルフケアに対する研修が必要。	DVに係る研修に積極的に参加し、関係機関との連携を密にする。新庁舎建設に伴い、相談室の設置を検討。
					企画政策課	25	推進	DV担当課の社会福祉課やその他関係機関と連携	連携体制が整備されよりスムーズな対応が図れるようになった	相談があった場合は社会福祉課等関係機関に引継ぎしている	緊急を要するケースに対応できるよう体制を整える必要がある	被害者の安全確保は人命に関わる重要かつ緊急な案件であるため、体制を整える
				相談窓口の充実と周知	企画政策課	25	推進	県内各所の相談機関の紹介	相談窓口への案内	町窓口を設置していないため、県等の窓口を案内	町内で相談機関を設置する専門員の配置が難しい	相談機関の設置(DV基本計画)
8		防犯対策の強化	青少年育成協議会や防犯推進委員による広域的な防犯活動、各自治会の自主防犯グループによる防犯活動の実施。	防犯情報誌の発行 青少年補導パトロールの強化 自主防犯グループの充実	生活環境課	25	充実	補導パトロール 防犯キャンペーン ぼうはん太子の発行 自主防犯グループの活動支援	防犯キャンペーンやぼうはん太子の発行事業は女性の意見等が反映された内容により活動を行うことができた。	男女が協力し防犯活動を行っている。 ぼうはん太子の発行作業に関わる委員は5名中3名が女性となっている。	夜間の防犯パトロールには安全上、女性は参加していないため、女性も参加できるように工夫する必要がある。	自主防犯グループへ女性が参加しやすい環境作り。
				犯罪事例の公表	社会教育課	25	充実	青パトによる地域巡回活動	地域巡回活動により住民への防犯意識の向上を図れた	各地区年間10回程度の実施	青パトの登録者及び登録車両数の増加	青パトによる地域巡回活動を継続し、防犯の強化を図る
9	重点施策	各種審議会・委員会等への女性の登用推進	男女がともに意思決定の場に参画できるよう女性委員の登用を推進します。	女性のいない審議会・委員会の解消を図ります。 関連団体へ女性委員登用の推進を働きかけます。	全課	30	推進	平成21年4月1日現在と平成25年4月1日現在の5か年で多少の増減はあったが女性のいる審議会・委員会数は変更なし	増加はないが減少もせず、現状維持の状態	地方自治法(第202条の3、第180条の5)に基づく審議会等で女性のいる審議会(10/15)66.7%女性割合(26/165人)15.8%女性のいる委員会(2/5)40.0%委員割合(2/34人)5.9%(防犯推進委員会18名中女性3名)	審議会や委員会の性質上女性委員の登用が困難な場合がある	今後も継続して働きかけていく

太子町男女共同参画プラン達成度調査一覧表

施策の方向		具体的施策	施策内容	施策詳細 (●項目)	担当課	第2次プランページ数	目標	第2次達成度等調査結果				
							第2次目標	平成21年～25年度に実施した主な事業	平成25年度までに達成できた成果	現在の状況	今後の課題や問題点	(平成26年～30年度)必要とされる具体的施策
10	重点施策	事業所や各種団体における意思決定の場への女性の登用の促進	意思決定の場への女性の参画促進を働きかけ、女性が広く活躍できるよう情報提供やネットワークづくりのための支援に努めます。	事業所や関連団体への女性管理職や役員の登用の推進を働きかけます	産業経済課	30	推進	特産品開発において商工会女性部が中心となって開発を着手	商工会員の理事に20人中女性部の4人を登用 特産品販路委員会において26人中11人の女性を登用	会長・副会長はまだ男性が多い傾向にある	商工会の中で女性が見える場を増やす	商工会員等に男女共同参画を働きかける必要がある
				女性リーダー養成の推進 女性の各種団体などの組織や活動への支援	企画政策課	30	推進	HP等で紹介	HP等で啓発を図った	町内事業所への調査は行っていないが、女性管理職登用は業種によっては困難な状況	各種事業所ごとの判断であるため難しい	HPや広報で啓発を実施
					企画政策課	30	推進	町内の女性の各種団体の調査	町内の女性で構成した、いずみ会等2団体を把握した	予算がないため女性リーダー養成講座や団体への金銭的支援は実施していない。	予算をかけず、実施できる事業(国県の事業を利用)や支援の検討	行政と団体が協働できる事業の実施。
11		地域活動における男女の積極的な参加・参画の促進	男性や働く女性が、積極的に地域に関心をもち、地域活動・NPO・ボランティア活動に参加・参画するよう働きかけます。	地域団体・NPO法人・ボランティア組織などへの活動時間や運営方法などに関する配慮の要請	企画政策課	33	推進	太子町防災訓練 地域防災リーダーの育成	毎年行っている各地域での訓練等の開催により意識・関心は増加した	自主防災組織役員においてまだまだ女性が少ない	各地域での防災訓練等女性が活動しやすい場所を設ける事が課題である	自主防災活動の促進
12		労働に関する情報提供	事業所に対して「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」「育児・介護休業法」など労働に関する法律や仕事と育児・介護などとの両立のための制度などの情報を提供し、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図るため、男女平等の職場づくりに向けた意識づくりを推進します。	事業所、パートタイム労働者等への情報提供	産業経済課	37	推進	労働に関する情報提供は、役場内のパンフレットスタンドに設置し、啓発している。また商工会でも啓発活動を実施	商工会員の会議等で国や県からの啓発パンフレットを配布している。	労働に関する情報提供は、役場内のパンフレットスタンドに設置し、啓発している。また商工会でも啓発している。	事業所内部までの把握が難しい。	商工会と役場が連携し、パンフレットだけではなく、青年部や女性部の会議などで勉強する場を増やす。
				職域における人権教育の推進	企画政策課	37	推進	ひょうご女性チャレンジねっと(県) (女性のチャレンジを支援するために、関係機関の連携による効果的な支援事業を展開するためのネットワーク)へ加入	女性のチャレンジを効果的に支援するためのマニュアルの整備が整う。	平成25年度よりひょうごチャレンジねっとへ加入したため、今後広報やHPで情報提供していく	情報コーナーや相談コーナーなどの「女性チャレンジひろば」(県)の開設には現庁舎ではスペースの制約がある	新庁舎で住民への情報提供コーナーで、女性の再就職や起業、地域活動へチャレンジする女性のためのコーナーの設置について検討
				男女共同参画に関する先進的な取り組みをしている企業・事業所の公表	社会教育課	37	推進	人権教育実践発表会や集落学習で男女共同参画社会のテーマを取り上げて発表会等を実施	集落学習の参加者に、このテーマについて意識啓発の向上が図れた	集落学習に使用する啓発DVDに職場の人権に関するものを採用している。	民推協の企業部会の充実	民推協の企業部会の充実
	12	農業や自営業等に従事する女性の労働環境の支援	農業や自営業に従事する女性の果たす役割を評価し、経営基盤を確立するための普及・啓発に努めます。	農業部門に女性の意見を反映させるため、農業委員等への女性の参画を促進します	産業経済課	37	推進	太子ふれあい市の役員には、必ず女性を登用	平成24年度の太子ふれあいの市長には女性を登用	農業に関して女性の参加が少ない	農業委員等での女性登用の促進を図る	農業委員等に女性を登用し、農業部門に女性の意見を反映させ、参画を促す
				農業に関連して起業を行う女性や女性グループへの情報提供やネットワーク化を支援します	産業経済課	37	推進	平成25年度より「太子ふれあい農業塾」を開港	基礎的な農業の知識や技術を提供することで、就農・帰農者の増加を図り、男女を問わず、農業の基礎を学ぶ場を提供できた	生活研究グループや加工グループ活動の中で情報交換や研修会などに参加している。	女性への効果的な啓発方法	龍野農業改良普及センターとタイアップし、今の取組みを継続する
13		多様な働き方を可能にするための情報提供	商工会と連携を図り、起業・創業や在宅ワーク等の新しい働き方の情報や転職、再就職などを希望する女性に対し就業に関する情報を提供します。	多様な働き方を可能にするための情報提供	産業経済課	37	推進	ハローワークでは、子育てをしながら「働きたい」ババ・ママを応援するコーナーを設置	マザーズハローワーク・マザーズコーナーで子育てをしながら就職を希望している方に対して、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供を実施	各関係機関との連携をとって、子育て世代の就労支援体制の充実・情報提供を図っている	社内に託児所があったり、男女問わず育児休暇を自由にとることができたりする企業が少なかったため、マザーズハローワークで職を探しても就職までが困難である。	商工会でも現在の女性の働き方などを学ぶ講演会などの実施
14		男女がともに担う子育てについての啓発	子育ては男女の共同責任であり、ともに子育てすることの重要性を啓発します。	広報誌を通じての啓発	社会福祉課	41	充実	子育て学習センターでの行事予定の周知	月1回、定期的に広報紙で行事予定をお知らせしてきた。	定期的なお知らせにより、子育て学習センターの行事に父母で参加されるケースが増えつつある。	地域活動で男女参画できる機会づくり	子育て中の親子が参加しやすい地域行事の企画、発信
					さわやか健康課	41	充実	乳健・1.6健・3健にて父親の子育て参加状況のアンケートを実施	平成23年度は1,109人に実施	平成23年度の健診受診者の中で父親が育児参加している割合は81.6%	両親で子育てが出来るよう健診の場面や育児相談を通して啓発していく	継続して実施
					社会教育課	41	充実	広報「たいし」人権一ロメモや集落学習の手引書にも男女共同参画社会のテーマを取り上げて啓発活動を実施	集落学習会の開催回数が増えた地区がある	引き続きこのテーマを取り上げ、啓発に努める。	啓発については、成果を急がずに、地道に取り組むことが大切。	今の取り組みを継続成果を検証する取組が必要
14	重点施策	男女がともに参加・参画する子育てに関する学習機会の提供	男女が共同で家庭責任を担えるよう子育ての知識を習得する機会や場を提供し、男性への参画促進を図ります。	男女がともに参加できる行事・機会の充実	さわやか健康課	41	充実	両親教室を日曜日に開催	参加者多数となっている	男性に向けた育児のスタートとして両親教室の中で沐浴実習、夫の妊娠体験等実施	より多くの人に参加していただき、意識啓発を図る	継続して実施
					社会福祉課	41	充実	母親、父親ともに参加しやすい行事の企画	母親だけでなく、父親の行事への参加が増えつつある	父親の参加に伴い、子育てを考えるきっかけとなった	子育て中の男女が楽しみながら気軽に、情報交換ができる場の提供	男性のための子育て教室や情報の提供による支援
					社会教育課	41	充実	人権教育実践発表会や集落学習で男女共同参画社会のテーマを取り上げて発表会等を実施	実践発表会や集落学習へのあらゆる層への啓発が図れた。	引き続きこのテーマを取り上げ、啓発に努める。	啓発については、成果を急がずに、地道に取り組むことが大切。	県とタイアップし、工夫した講座の開設。
15		多様な保育・子育てニーズへの対応	子どもを持ちたいと望む人が安心して産み育てられるよう、子育てに対する社会的な支援体制を築き、働く男女が子育てと仕事を両立できる環境、子どもを健やかに育てられる環境を整備します。	保育施設の整備・保育サービスの充実	社会福祉課	41	充実	平成24年4月より石海保育園完全民営化を実施	柔軟な保育体制を構築	石海保育園の定員20名増を計画中	受入態勢の強化	保育・子育てニーズ調査による支援計画を策定し環境整備を図る
				母性健康管理制度に関する情報提供	さわやか健康課	41	充実	母性健康管理指導事項連絡カードの配布	母子手帳発行時に就労している妊婦には母性健康管理指導事項連絡カードを配布	平成23年度は就労している妊婦は149人	配布後の活用状況は不明	継続して実施
15		放課後児童健全育成事業の充実	放課後の児童の安全の確保と健全育成を図ります。	学童保育事業の充実	社会教育課	41	充実	太田学童130 石海学童90 斑鳩学童60 龍田学童15名程度が在籍 午後7時まで保育時間を延長 毎月第1・3土曜日の開園	長期休業期間(春・夏・冬休み)に限り4年生児童を受け入れ	自閉症、アナフィラキシー(食物アレルギー)、発達障がいのある児童の増加	左記の児童に対応する為の指導員の研修と対応マニュアルの作成	施設の老朽化(特に石海学童)に対する大規模修繕により、安心してあずけていただける環境を整備する
15	重点施策	地域での子育て支援	現況においては女性に集中している子育てにかかる精神的な負担を軽減するため、地域における子育てを総合的に支援するとともに、子ども虐待などの早期発見を図ります。	地域での多世代交流ができる事業の実施	社会福祉課	42	充実	児童館と子育て学習センターの2施設において、各種子育て関係の事業を実施	ふれあいを通じた子どもを育む環境づくりを促進し、子育て中の親が安心して楽しく子育てできるよう、子育てグループの育成を支援。	地域の一人暮らしのお年寄りへのプレゼント作り活動や、世代間運動会等行事を通じ地域のお年寄りとの交流を図る。また、子育てサポーターによる生きがいづくりの活動や機会を提供。	行事やサークルに参加する方が同じになりがちであるので、事業の創意工夫が必要	世代を超えたふれあいを通じて、子どもを育む環境づくりを促進。
				保育ボランティアの育成	さわやか健康課	42	充実	こんにちは赤ちゃん事業の実施	新生児訪問又はこんにちは赤ちゃん事業ではほぼ全数の出生児を把握できている	平成23年度は出生335人 中新生児訪問140人、こんにちは188人の訪問を実施	産後うつ等の指標を使い、表面に見えない不安に早期に気づき、対処する	訪問の継続実施 エンジンバラ(産後うつのアプローチ)の実施
				子育てひろばの充実	管理課	42	充実	学校支援ボランティアの実施 預かり保育の実施	地域の子育て支援の輪が広がっている。	学校支援ボランティアに75人の登録がある。幼稚園の預かり保育も多くの児童の利用がある。	制度をより多くの人々に周知し、理解を深めること。また、学校支援ボランティアについては、男性の登録者数増加が課題。	シルバーク世代の活用(学校支援ボランティア)
				“声かけ運動”の推進								
				小学校学校支援ボランティア								
				乳児家庭全戸訪問事業の実施	社会福祉協議会	42	充実	発達障害に特化したボランティアの育成	乳幼児(障がい児を含む)の託児	託児活動は軌道にのり、定着化した	当事者の保護者がボランティアに関わるよう働きかけること	行政によるファミリーサポートの設立

太子町男女共同参画プラン達成度調査一覧表

施策の方向		具体的施策	施策内容	施策詳細 (●項目)	担当課	第2次プランページ数	目標	第2次達成度等調査結果				
							第2次目標	平成21年～25年度に実施した主な事業	平成25年度までに達成できた成果	現在の状況	今後の課題や問題点	(平成26年～30年度)必要とされる具体的施策
16	重点施策	子育て支援の充実	就学前の子育てについての様々な悩みや学校園での生活や勉強などについて相談しやすい体制の充実と、子育てに関する情報提供を充実します。	広報紙、パンフレットなどを通じた情報提供	社会福祉課	42	充実	新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業訪問時に子育て情報パンフレット配布	パンフレット配布により住民に子育て情報の提供を図れた	継続して、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業訪問時に子育て情報パンフレット配布し、情報提供を図っている	訪問拒否家庭へのアプローチ体制	事業の周知はもとより、虐待の早期発見の意味からも、訪問事業を継続して実施
					さわやか健康課	42	充実	健康ひろば・健康ダイアリーで記述	子育てに関する情報提供・相談窓口としての認識がされてきた	社会に情報があふれており情報の整理が必要	時代に合った適切な情報提供を図る	継続して実施
					社会福祉協議会	42	充実	社会福祉協議会ホームページにて情報掲載	幅広い年齢層への情報提供	必要な方へ情報提供を行っている	情報の一方通行化	ニーズにあわせた情報提供
				子育て相談事業の拡充 教育相談の実施	社会福祉課	42	充実	家庭児童相談員設置事業の実施	社会福祉課に家庭児童相談員を配置し、相談業務に従事	専門的知識を持ち、経験豊富な相談員を配置することにより、充実した相談支援体制を確保できている	相談内容も多岐に渡り、相談件数や支援が必要なケースが増えつつある。	児童福祉司任用資格等の研修に参加し、より充実した体制の構築
					さわやか健康課	42	充実	療育相談の実施 学校・園の巡回訪問 なかよし教室の実施	保護者や学校・園にも相談場所として定着してきたなかよし教室も拡大して実施	平成23年度は療育相談を6回16人に心理相談を44回134人に実施 巡回訪問は8回実施 なかよし教室は3G延べ36回293人に実施	保護者、学校・園、訓練士等の連携が図れるよう、コーディネートが必要	継続して実施
					社会教育課	42	充実	教育相談の実施	毎週金曜日の午後中央公民館にて実施	太子っ子悩み相談として、子育てに悩む親の相談に応じている。	社会福祉課との連携	専門職の増員・確保
					社会福祉協議会	42	充実	子育てに悩みを持つ親を対象にしたひろばの開催	悩みをもつ親の居場所作り	ひろばも周知され活動は起動にのっている	活動ボランティアのフォローとスキルアップ	開催日数の増加
				子育て支援施設の整備	社会福祉課	42	充実	児童館と子育て学習センターの2施設において、各種子育て関係の事業を実施	各施設において施設の目的に沿った事業を実施できた	児童館では様々な年齢が参加できる事業、子育て学習センターにおいては、両親ともに参加できる事業を実施	行事やサークルに参加する方が同じになりがちであるので、できるだけ多くの方に周知し、参加いただける事業の計画が必要	現在の事業に加えて、新たな事業も取り入れ、児童館、子育て学習センター、それぞれの目的に沿った事業を展開する
					さわやか健康課	42	充実	母親教室・まちの保健室・離乳食教室・食育教室等の開催	参加者の増加	交流の場が定着してきている	さらなる周知を図る	継続して実施
				スクールカウンセラーの配置	社会教育課	42	充実	スクールカウンセラーの配置	本年度町内に3名を配置	児童生徒に対する相談・助言、保護者や教職員に対する相談に応じている。	予約制で面会を実施しているが、面会希望も多く、希望者に空き日程まで待っていただくことがある	面会希望者がタイムリーに面会ができる体制の工夫と整備
					社会福祉協議会	42	充実	子育てひろば交流会の開催	民間・行政の枠をこえたネットワーク作り	定着化	ひろば間の問題の共有化	子育てひろば交流会の活性化
17		高齢者の地域活動への参加促進と介護予防施策の充実	高齢者の老人大学をはじめとする生涯学習などによる学習、スポーツやボランティア活動の普及・推進を図ります。	老人大学の学習内容の充実 介護予防事業の積極的な展開 健康づくり事業との連携	さわやか健康課	45	充実	介護予防事業の実施	社会福祉協議会へ委託と地域包括（さわやか健康課）が実施している	社協：年間延べ225回3733人に実施 包括：年間延べ45回863人に実施	参加者は喜んで参加されているが、新規を受け入れるために体制整備が必要	継続して実施
					社会教育課	45	充実	高齢者大学（たちばな大学）の開校	学習内容等を地域のボランティア活動に自主的に活かしておられる方もいる	参加者の固定化	新しい参加者の募集	学んだこと地域で生かすことのできる事業の展開
17		高齢者の就業機会の確保	シルバー人材センターなどを通じて高齢者の生きがいと能力の活用を図り、男女ともに就業機会の確保に努めます。	シルバー人材センターとの連携強化	産業経済課	45	充実	緊急雇用事業でシルバー人材センターに委託	シルバー人材センターの契約件数の増加	24年にシルバーの仕事紹介のチラシを自治会で回覧	契約は増えているが、シルバー登録者の減少	シルバーへの登録を呼びかけるような啓発を広報誌などで実施する。
18	重点施策	男女がともに担う介護についての啓発	女性が担うことの多かった介護に男性も積極的に担い、社会全体で介護を支えあえるよう啓発を図ります。	広報誌などを通じての啓発	さわやか健康課	45	充実	健康ダイアリーで記述	介護に関心のある男性が増加しつつある	徐々に理解されてきている	全ての人々に理解されていないこと	健康ダイアリーでの記述
					社会福祉協議会	45	充実	介護者支援講座開催を掲載	男性参加者が増加した	実施中	介護に関する知識・技術や意識付けの啓発	地域のネットワーク等を活用した意識啓発
18		男女がともに参画する介護に関する学習機会の提供	男女が共同で介護を担えるように、知識を習得する機会や場を提供し、男性への参画促進を図ります。	介護教室の充実	社会福祉協議会	46	充実	介護者支援講座開催を掲載	男性参加者が増加した	実施中	学習機会の拡充	地域行事に絡め、家族が一緒に体験できる機会の提供
18	重点施策	介護支援情報の提供	介護に関する支援事業の情報提供を充実します。	広報紙等による情報提供	さわやか健康課	46	充実	健康ダイアリーで記述	介護に関心のある人々が増加しつつある	徐々に理解されてきている	全ての人々に理解されていないこと	継続して健康ダイアリーでの記述
					社会福祉協議会	46	充実	社協だよりに情報を掲載	情報提供	不定期に掲載	定期的な情報提供	地域包括センター及び支援事業所等からの情報発信の充実
18	重点施策	介護に関する相談体制の充実	介護についての様々な悩みなどを相談しやすい体制を充実します。	地域包括支援センター等での相談体制の充実	さわやか健康課	46	充実	地域包括支援センター事業の実施	相談窓口の認識がされてきた	地域包括支援センターの認知が広まってきている	全ての人々に認知されていないこと	地域包括支援センター事業
					社会福祉協議会	46	充実	心配ごと相談事業の実施	相談窓口の認識がされてきた	心配ごと相談に対応し、関係機関との連携を図っている	関係機関との連携強化、ネットワークの構築	地域包括支援センター事業等相談体制の強化
19		障害者に対する就労支援	障害がある人が社会的に自立し、安定した生活基盤が確立できるよう、公共職業安定所と連携して積極的な社会参画に向けての就労支援・情報提供を行います。	障害者の雇用促進 雇用に関する情報提供 障害者に対する就労支援	社会福祉課	46	推進	西播磨障害者就業・支援センターと連携し、雇用促進に努めた	住民に就業支援についての情報提供を図れた	西播磨障害者就業・支援センターや関係機関と連携し、雇用促進を図り、住民へ情報提供を行っている	町内業者とのパイプ作り、連携できる関係作り	引き続き西播磨障害者就業・支援センターとの連携を密にし、若者サポートステーションや地域の就労応援企業等の情報提供により雇用促進に努める
					産業経済課	46	推進	ハローワークでは、障害者の求人と求職のマッチング効果を一層高めるため、インターネットでの障害者求人検索サービスの提供を平成24年12月22日より開始	ハローワークを通じた障害者の就職件数は、平成23年度の59,367件から大きく伸び、68,321件（対前年度比15.1%増）と3年連続で過去最高を更新した。就職率も42.2%（同2.2%増）と、3年連続で上昇した。	インターネットでの障害者求人検索サービスの提供の効果もあり、障害者就職率も増加し、就労支援サービスの充実を図っている。	未だ障害者を雇用していない企業に対しては、障害の特性や能力等の適切な理解を促進するとともに障害者雇用のメリット等も周知し、不安や負担感を軽減していくことが望まれる。	国の法律改正等があった場合、広報誌や商工会会報誌などで情報提供に努める。
19	重点施策	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みや問題を解消するため、気軽に適切な相談が受けられるよう相談機能の充実を図ります。	民生委員児童委員などによる相談の充実	社会福祉課	46	充実	ひとり親家庭に対する相談支援の実施	相談窓口の認識がされたきた	相談支援の実施と関係機関との調整を図っている	関係機関との連携強化、ネットワークの構築	ひとり親家庭の抱える様々な相談、問題解決のために必要な情報提供、啓発に努め、関係機関と連携を図る
					さわやか健康課	46	充実	相談・訪問事業の実施	相談窓口の認識がされてきた	ひとり親の妊婦の訪問を実施（全数）	相談内容の複雑化・困難化	継続して実施
					社会福祉協議会	46	充実	心配ごと相談事業の実施	相談窓口の認識がされてきた	心配ごと相談に対応し、関係機関との連携を図っている	関係機関との連携強化、ネットワークの構築	関係機関との連携強化、適切な相談支援に努める
19		ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るための指導や援助を行い、自立できるよう支援します。	母子福祉事業の充実、母子家庭の母に対する就業支援	社会福祉課	46	充実	県の事業であるひとり親家庭のための就労支援事業の周知、相談	県・健康福祉事務所の母子自立支援相談員と連携し、ひとり親家庭に対し、弁護士相談、就労支援を実施	相談者との面談からハローワークでの就労支援へとつなげ、ひとり親家庭の自立に向けた活動を支援	相談体制の充実	関係機関と連携を密にし、スムーズな支援を実施
					町民課	46	充実	県の福祉医療費助成事業実施要綱に準じた条例に基づき医療費の助成を実施	5ヶ年の扶助実績 63,469,517円（25年度分は予算ベース）	24年10月末の母子等対象者 726名、25年3月末の母子等対象者 750名 24年度の扶助費 14,820,668円	県への財政措置拡充の要請等による財源所要額の確保	県の福祉医療費助成事業実施要綱に準じた施策の実施
					社会福祉協議会	46	充実	婦人共助会で支援	メールや電話による相談受付	母子家庭の子育て相談	25年度をもって共助会が解散	新たなセルフヘルプグループの設立
20		「性」の重要性の意識啓発	男女が互いの性を理解・尊重しあえるよう対等な関係づくりのための意識啓発をします。 家族計画等の相談	男女が互いの性を理解・尊重しあえるための意識啓発 家族計画等の相談	さわやか健康課	48	推進	両親教室の開催	参加者の増加	徐々に理解されてきている	全ての人々に認知されていないこと	継続して実施
					企画政策課	48	推進	「性」の重要性について広報・HPで紹介	「性」の重要性について広報やHPで啓発を図った	徐々に理解されてきている	学校教育現場への働きかけが必要	情報提供の充実
20		HIV／エイズや性感染症等の予防対策の推進、性教育の充実	HIV／エイズや性感染症等についての正しい知識による感染の予防、相談などの対策を充実します。また、思春期の男女の心身の健全な育成を図ります。	HIV／エイズや性感染症等に関する情報提供や予防啓発、相談の充実 学齢に応じた性教育の充実	さわやか健康課	48	推進	広報誌及び、献血事業等でのPR	啓発活動により相談窓口の認識がされてきた	徐々に認識されてきている	思春期における性教育の取り組み、母性保護・理解の意識づくり	継続して実施
					管理課	48	推進	性教育授業の実施	性教育授業の充実	性教育担当者が研修会に参加し、分かりやすい授業の実施に努める。	さらに研修を受講し、授業の質を高める必要がある	多くの教職員が研修会に参加し、より分かりやすい授業を実施する。

太子町男女共同参画プラン達成度調査一覧表

施策の方向		具体的施策	施策内容	施策詳細 (●項目)	担当課	第2次プランページ数	目標	第2次達成度等調査結果				
							第2次目標	平成21年～25年度に実施した主な事業	平成25年度までに達成できた成果	現在の状況	今後の課題や問題点	(平成26年～30年度)必要とされる具体的施策
		母性機能の社会的重要性についての意識啓発	母性機能が尊重・保護される学習の機会を提供します。	広報紙、教室などを通じた情報提供	さわやか健康課	48	充実	母親教室、両親教室の開催	参加者の増加	子育てをしやすい環境づくりの理解が深まった	思春期における性教育の取り組み、母性保護・理解の意識づくり	継続して実施
21	重点施策	妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	妊娠から出産まで、一貫して健康診査、訪問、相談、教室等のサービスを提供します。	母子保健事業の充実 妊婦健診の拡充	さわやか健康課	49	充実	妊婦健康診査費助成事業、母親教室及び保健師による相談・情報提供	妊産婦の健康増進につながる支援ができた	母性の保護の理解につながる	助成事業の内容の見直し及び一人親、若年妊婦(夫婦)への支援体制	継続して実施
22		男女の心身の健康づくりのための総合的支援の充実	健康診査体制を充実し、受診を進めます。また、心や体について学ぶ機会や気軽に相談できる体制を整備し、健康保持のための施策を進めます。	ライフサイクルに応じた健康診査の実施	さわやか健康課	49	充実	レディース検診、健診結果相談会の開催 クーポン事業の実施	相談窓口の認識がされてきた 節目年齢の方に無料クーポン券を配布	レディース検診(乳がん・子宮がん・骨粗しょう症)の実施 クーポン利用により受診率上昇	若年層への検診推進 クーポン利用者の継続受診勧奨	継続して実施
				保健指導の実施	社会教育課	49	充実	中央公民館で健康体操教室を月3回実施している。その他社交ダンスやのびのび体操なども実施	健康に関する運動活動講座を開設する公民館が増えた。	健康に関する運動活動講座に、近年は町内で400名以上が参加している。	参加者が固定化傾向にあり、男性の参加者が少ない。	男性やあらゆる年代層へも参加を呼びかけ、参加しやすい環境の整備に努める。
				心身の健康に関する相談の充実	さわやか健康課	49	充実	健診結果相談会、電話・面接による個別相談 健康教室の実施	相談窓口の認識がされてきた 特定保健指導対象外の方に予防的な健康教室を実施	結果相談会は参加者が減少 健康教室は毎回キャンセル待ちが出るほど希望者は多い	住民のニーズを把握し、健康に関心が持ってもらえるような事業を展開する	継続して実施
23		「男女共同参画プラン」の推進(第2次のみ)	「男女共同参画推進本部」「プラン策定プロジェクトチーム」を設置し、計画の進行管理を行います。	太子町男女共同参画推進本部の設置 太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチームの設置 男女共同参画の視点を踏まえた行政評価の実施	企画政策課	52	推進	「男女共同参画プラン」の改訂	平成26年3月末に前回プラン策定後5年を迎えるにあたり、平成26～30年度までに実施する具体的施策を見直し・改訂を行う	国内外の新しい動向を踏まえ、DV対策基本計画等を盛り込んだ新プラン策定作業を実施中	プラン策定後の、庁内推進体制の整備や明確な目標設定(数値目標)の検討	計画に基づき事業を推進し、目標年度の平成30年度に国内外の新しい動向等を踏まえたプランの改訂を行う
24	重点施策	男女共同参画センター的機能を有した拠点の検討	町民とともに男女共同参画への取組みを推進するにあたり、さまざまな情報の収集や各種相談、活動のための拠点づくりをめざします。	太子町男女共同参画センター(仮称)の開設	企画政策課	52	推進	太子町男女共同参画センター(仮称)の開設の検討	検討の結果、スペースや予算の問題があり設置しないと判断	センター的機能を有した拠点は整備できないが、県や周辺市町センターが実施する事業のお知らせを提供するスペースを設けて対応している	拠点づくりにあたってのスペースの確保や相談受付等事業の人員配置等に伴う予算措置や体制づくり	空き施設の利用や新庁舎での、センター機能を備えた各種相談ができる拠点づくりの検討
25		町民、事業所、団体などとの協働による推進	女性団体をはじめとするさまざまな機関、組織、団体、グループ、NPOなどと積極的に連携し、協力しながら男女共同参画の施策を推進します。	活動団体のネットワークづくり	企画政策課	54	推進	活動団体の調査	NPOの4団体の把握	町内の様々な団体で個別の活動	他団体との情報の交換や共有を行うにあたり、活動団体の把握と協力体制ををどのように図っていくか検討が必要	活動団体のネットワーク構築への足がかりとなる働きかけ
26		関係機関との連携	国・県及び関係機関と情報交換を図り連携強化に努めます。	男女共同参画推進員西播磨連絡会議との連携	企画政策課	54	充実	県男女共同参画推進員西播磨連絡会議への参加、ひょうごチャレンジねっとへの加入。	県や周辺市町が実施する事業を広く住民に提供。ひょうごチャレンジネットへの加入で女性のチャレンジを効率的に支援するためのマニュアルの整備が整う。	ひょうごチャレンジねっとへの加入により、関係機関との連携強化を図っていく	ひょうごチャレンジねっとと連携等各市町や関係機関との意見交換を活発に進め情報収集を図る	関係機関との連絡調整や情報交換を随時図る
27		男女共同参画意識を促す職員・教職員に対する研修の充実	職員・教職員を対象とした男女共同参画に関する研修や啓発を充実します。	職員・教職員への研修の充実	総務課	56	推進	採用5年目までの職員を中心に、男女共同参画等をテーマとした人権研修を実施	採用時から早い段階での男女共同参画の意識づけ	研修効果を高めるため、受講希望を募り、積極的に派遣研修等に参加させている	限られた予算の中での男女共同参画等の研修への参加を確保すること	引き続き、継続的に派遣研修等を実施する
28	重点施策	男女の職域拡大と職場環境づくり	職場における慣行を解消し、性別に関係なく能力を最大限に発揮できるよう職場環境を整備します。	男女共同参画週間での意識づけの強化 性別により区別しない業務内容の見直し	総務課	56	推進	保育士及び幼稚園教諭として男性職員を新規採用 適材適所配置のための異動希望調査等の実施	性別により区別しない業務の拡充	男女対等に適正に配置している	男女対等に業務に配置する一方で、男女の適正を十分に熟慮した人員配置の検討	人事評価結果の活用等も新たに検討し、さらなる適切な人員配置を実施し組織力を高める
28	重点施策	管理職への女性の登用	男女双方の意識改革を進めます。	職員の意識改革の推進	総務課	56	推進	男女の別に関係なく、新任職員に対し次期管理職である監督職を中心に指導職員を指定する人材育成指導体制を実施	新任職員指導体制によるOJTを行うことで、次期管理職である監督職のリーダーシップやカウンセリング、コーチングスキルを高めることにつながった	全体の管理職員数が減少するなか、管理職員45名中6名を登用している(出先1、保育所1、幼稚園4)	女性職員の職員全体に占める割合が増加していることから、特に行政職における女性管理職員の増員があつて当然であるが、人数的には5年前より増えていない	管理職員の定年退職がコンスタントに続くなか、女性職員に限らず、職員全体の個々の意識改善、能力の底上げが必要
28		セクシュアル・ハラスメント防止に向けての取り組みの促進	職場での就業意欲や能力発揮の妨げとなるセクシュアル・ハラスメント防止の取組みを進めます。	セクシャル・ハラスメント苦情処理委員会の活用	総務課	56	充実	2年度ごとの相談・苦情処理担当窓口の設置の際に、改めて制度内容を周知	当委員会及び相談・苦情処理担当窓口の設置により、適正に事業に対応できている	審議案件がない状況である	苦情案件が潜在化しないように、引き続き職員に当委員会及び相談・苦情処理担当窓口を周知することが必要である	当委員会及び相談・苦情処理担当窓口の設置を周知し、職員に安心を与え、とともに抑止につなげる

第3次太子町男女共同参画プラン追加施策等調査結果

1. 第3次太子町男女共同参画プラン（平成26～30年度）に追加すべき施策等

①DV対策基本計画（社会福祉課・町民課）

- ・別添資料 「配偶者等暴力（DV）対策基本計画」策定について 参照

②防災・災害復旧活動における男女共同参画への取組（企画政策課）

- ・地域防災計画へ男女共同参画の視点を反映させる。（避難所での配慮、固定的な役割分担の見直し等）
- ・防災・危機管理の現場での女性の参画を推進すると共に、その知識・技術の向上に配慮する。
 - * 防災リーダーの養成（現在女性5名）、地区消防団の女性団員の募集（現在1名所属）、役場女性職員等で構成する女性消防団結成の検討 等

③ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進（街づくり課）

- ・子育て世代、高齢者、障害者などのあらゆる男女にやさしい街づくりの推進 等
（公共施設のバリアフリー化を含めた、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化等）

④女性のエンパワーメント（力をつけること）支援（産業経済課・企画政策課）

- ・女性が自身の能力を十分に発揮し活躍できるよう、チャレンジのための学習機会の提供や相談、情報提供を実施
- ・兵庫県の官民協働のネットワーク「ひょうご女性チャレンジねっと」の活用によるサポートの実施 等

2. その他第3次太子町男女共同参画プラン策定に関して

- ・第2次プランで計画目標を「充実」「推進」としていたが、計画をより確実に推進するため、数値で表示できる施策について、数値目標の設定を検討する。

議事（４）

「太子町男女共同参画プラン住民アンケート（案）」

【アンケート実施概要（案）】

対象　：町内在住の２０歳以上の男女１,０００人（無作為抽出）

アンケート（案）　：別添のとおり

実施予定期間　：委員会で審議後、速やかに実施（７月下旬頃）

特記事項　：第３次プランに追加予定の「DV基本計画」関係の質問も盛り込む

結果分析　：集計は事務局（企画政策課）で実施し、分析等はプロジェクトチームで行い第３次プランへ反映させる

「平成25年度男女共同参画に関する町民アンケート」 ご協力をお願い

＜アンケートの趣旨とご協力のお願い＞

町民の皆様には、日ごろから町行政にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

太子町では、男女共同参画基本プランの策定から10年が経過し、平成25年度に第2次プランの目標年度(最終年度)を迎えるに当たり、これまでの各施策の検証を行うとともに、現在の社会情勢及び町民の意識、価値観の変化に対応し、配偶者等暴力(DV)対策基本計画を盛り込んだ第3次プランの策定を進めております。

そこで、町民の皆様が日ごろ感じておられることやご意見などをお聞きし、計画に積極的に盛り込むために、町内にお住いの20歳以上の方の中から、1,000人を無作為に選ばせていただき、「男女共同参画に関する町民アンケート」へのご回答をお願いすることになりました。

大変お忙しいとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成25年 月 太子町長 北 川 嘉 明

— ご記入に当たってのお願い —

- 回答は、必ず宛て名のご本人がご記入ください。
ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方が回答を聞き取るなどして記入の補助を行ってください。
- 「その他」に当てはまる場合は、()内に、なるべく具体的にご記入ください。
- ご記入いただきました調査票は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らず、平成25年 月 日()までに投函してください。
- ご回答いただきました内容は統計的に処理し、個人情報を公開することはありません。
ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることはありませんので、ありのままお答えください。

— お問い合わせ先 —

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

太子町 総務部 企画政策課

TEL:(277)5998 FAX:(276)3892 Eメール:kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp

【あなた自身のことについて】

問1. あなたの性別を教えてください。

1. 男 2. 女

問2. あなたの年齢を教えてください。

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代
4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上

問3. あなたは、どちらにお住まいですか。

1. 斑鳩校区 2. 石海校区 3. 太田校区 4. 龍田校区

問4. あなたの最終学歴(在学中を含む)は次のどれですか。

1. 小学・中学 2. 高校・旧中学 3. 短大・高専
4. 大学・大学院 5. その他(具体的に)

問5. あなたは結婚(事実婚を含む。)しておられますか。

1. 結婚していない 2. 既婚(配偶者あり) 3. 既婚(現在は離婚又は死別)

問6. あなたにお子さんがおられますか。

1. いる *→ 問6へ 2. いない

問7. 問5で「1」と答えた方にお聞きます。あなたと同居されているお子さんは次のどれに当たりますか。(当てはまるものすべてに○、またその人数をご記入ください。)

1. 就学前の乳幼児	人	4. 高校生	人
2. 小学生	人	5. 専修学校、短大、大学、 大学院などの学生	人
3. 中学生	人	6. 就学を終えた子ども	人

問8. あなたの家族構成は次のどれですか。(同居のみ)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. ひとり暮らし (単身世帯) | 4. 夫婦だけ (一世代世帯) |
| 2. 両親と子 (二世帯世帯) | 5. ひとり親と子 (二世帯世帯) |
| 3. 親と子と孫 (三世帯世帯) | 6. その他の世帯
(具体的に) |

【就労について】

問9. あなたはお仕事をされていますか。ただし、ここでの「仕事」とは、自宅の家事・育児・家族の介護は除きます。

1. 仕事をしている（常勤：正規職員）
2. 仕事をしている（非常勤：パート・アルバイト・派遣社員）
3. 仕事をしている（自営業）
4. 仕事をしている（その他）
5. 仕事をしていない（学生）
6. 仕事をしていない（無職・求職中・家事従事・育児中・介護中） * → 問10へ

問10. 問9で「6」と答えた方にお聞きます。今後、働く予定はありますか。（○は1つ）

1. 働く予定がある
2. 仕事を探している
3. 働く意思はあるが家事・育児・介護で仕事が見つからない
4. 介護・育児がある程度落ち着いたら働きたい
5. 条件が合う仕事があれば働きたい
6. 働く予定はない
7. わからない
8. その他（具体的に）

問11. あなたは女性が仕事をするということについて、どのようにお考えですか。（○は1つ）

1. 女性は仕事をしない方がよい
2. 結婚するまで（事実婚含む）は仕事をする方がよい
3. 子どもができるまでは、仕事をする方がよい
4. 子どもができて、ずっと仕事をする方がよい
5. 子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をする方がよい
6. わからない
7. その他（具体的に）

問12. あなた（あなたの配偶者）は、結婚・出産・介護を機に仕事をやめた経験はありますか。（○は1つ）

- | | | |
|----------------|------------|------------------|
| 1. 結婚を機にやめた | } * → 問13へ | 4. その他の理由で仕事をやめた |
| 2. 妊娠・出産を機にやめた | | 5. 以前から仕事をしていない |
| 3. 家族の介護を機にやめた | | 6. 仕事をやめていない |

問13. 問12で「1」、「2」、「3」と答えた方にお聞きます。

そのとき、仕事を続けたい、または続けて欲しいと思いましたか。

1. 仕事を続けたい（続けて欲しい）と思った * → 問14へ
2. 仕事をやめたい（やめて欲しい）と思った

問14. 問13で「1」と答えた方にお聞きます。

仕事を続けたい(続けて欲しい)と思ったのに、続けられなかったのは、どのような理由からですか。

(○は3つまで)

1. 家事や育児との両立が難しかった
2. 家族の協力や理解が得られなかった
3. 育児休業や介護休業などの制度が不十分であった
4. 職場で女性が結婚や出産をすると退職する慣行があったから
5. 保育施設の数や内容が十分でなかった
6. その他(具体的に)

問15. 男女がともに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(当てはまるものすべてに○)

1. 職場において、男女ともに育児・介護休暇などをとりやすくする
2. 保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる
3. ホームヘルパー制度など福祉サービスを充実させる
4. 気軽に相談できる制度をつくる
5. パートタイマー・派遣の給与や労働条件をよくする
6. 在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)をとりいれる
7. 労働時間を短くする
8. 再就職等の支援を充実させる
9. 家族で家事の分担を行う
10. わからない
11. その他(具体的に)

【仕事と家庭について】

問16. 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. そのとおりだと思う | 4. そう思わない |
| 2. どちらかといえばそう思う | 5. その他(具体的に) |
| 3. どちらかといえばそう思わない | |

問17. 子どもはどのように育てた方がよいとお考えですか。(○は1つ)

1. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい
2. ある程度、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい
3. 男の子、女の子と性別による区別はせずに、個性に応じた育て方をする方がよい
4. わからない
5. その他(具体的に)

問18. あなたの家庭での役割分担はどうなっていますか。それぞれの番号に○をつけてください。

実際	男性 主として の役割	男性 い え ば ど ち ら か と の 役 割	両 方 同 じ 程 度 の 役 割	女性 い え ば ど ち ら か と の 役 割	女性 主として の役割	その他
① 生活費を稼ぐ	1	2	3	4	5	6
② 日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5	6
③ 掃除や洗濯	1	2	3	4	5	6
④ 日常の買い物	1	2	3	4	5	6
⑤ 食事のしたく	1	2	3	4	5	6
⑥ 食後の片づけ・食器洗い	1	2	3	4	5	6
⑦ 家族の介護や看護	1	2	3	4	5	6
⑧ 子供の教育としつけ	1	2	3	4	5	6
⑨ 育児（乳幼児の世話）	1	2	3	4	5	6
⑩ 地域活動への参加	1	2	3	4	5	6

問19. 「男性がもっと家庭生活に参加する必要がある」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

(○は1つ)

1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらかといえば反対 4. 反対

問20. 男性が家事、育児、介護などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(○は3つまで)

1. 男女の役割分担について社会通念、慣習、しきたりを改める
2. 企業中心という社会全体の仕組みを改める
3. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設ける
4. 労働時間短縮や休暇制度を普及させる
5. 男性が育児休暇制度や介護休業制度を取得しやすい環境を整える
6. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合う
7. 男性の仕事中心の生き方、考え方を改める
8. 経済力や出世を求めない
9. 小さいときから家庭や学校で家事や育児に関する教育をする
10. 特に必要ない
11. その他（具体的に）

問21. 育児や介護を行うために、法律に基づき「育児休暇」・「子の看護休暇」・「介護休業」・「介護休暇」

を取得できる制度があります。

あなたは、この制度を利用したことがありますか。それぞれの番号に○をつけてください。

実際	利用したことがある	利用したことがない	*制度を知っていたが利用したことがない	該当しない
① 育児休暇	1	2	3	4
② 子の看護休暇	1	2	3	4
③ 介護休業	1	2	3	4
④ 介護休暇	1	2	3	4

※注釈：法律で定められている制度

* → 問22へ

＜育児休業(法第5条～第9条)＞（無給）

労働者は申し出ることにより、原則として1歳未満の子供の教育のために休業を取得することができる。

＜子の看護休暇(法第16条の2、3)＞

就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、子が1人の場合は年間5日(2人以上の場合は10日)の看護休暇を取得することができる。

＜介護休業(法第11条～第15条)＞

労働者は、申し出ることにより、家族が要介護状態に至ることに1回、通算93日までの間、介護のために休業を取得することができる。

＜介護休暇制度(法第16条の5、6)＞

労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき年間5日(2人以上の場合は10日)の介護休暇を取得することができる。ただし、100人以下の企業は平成24年7月1日から取得することができる。

(注) 勤続1年未満の労働者や1週間の所定労働日数が2日以下の労働者は対象とならない場合があります。

問22. 問21で1つでも「*制度を知っていたが利用したことがない」と答えた方にお聞きます。

それはどのような理由からですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 経済的に苦しくなる	5. 育児・介護の技術が乏しい
2. 職場の理解が得られない	6. 周囲に取得した人が少ない
3. 仕事の評価や配属に影響する	7. 特に理由はない
4. 男性が育児・介護休暇等を取得することに抵抗がある	8. その他(具体的に)

【社会参加活動について】

問23. 仕事の関係以外で、あなたは何か教養や趣味・スポーツ、その他の地域活動や各種のボランティア活動を含む社会活動をしていますか。あるいはしてみたいと思いますか。(○は1つ)

1. している 2. してみたいと思う 3. 特にしてみたいとは思わない

問24. あなたが地域活動や社会活動について参加するときに、支障になる(なっている)と思われるものは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 仕事が忙しい	9. 一緒に活動する仲間がいない
2. 家事・育児が忙しい	10. 経済的な余裕がない
3. 子どもの世話を頼めるところがない	11. 配偶者や家族の理解が得られない
4. 親や病人の介護を頼めるところがない	12. 職場の上司や同僚の理解が得られない
5. 自分の健康や体力に自信がない	13. 特に支障はない
6. 身近なところに活動する場所がない	14. 社会的な活動に関心がない
7. 自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない	15. その他(具体的に)
8. 活動時間が合わない	

【セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて】

問25. あなたは、職場や地域社会、学校などでセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの被害にあわれたことはありますか。(それぞれ当てはまるものに○)

セクシュアル・ハラスメント (人間関係の中で意に反して行われる、身体への不必要な接触やしつこい誘い、性的な関係の強要、強制わいせつ行為、視線を浴びせる行為、身体的な特徴を話題にすることや性的な発言・質問などの行為)	パワー・ハラスメント (職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させる、あるいは雇用不安を与えるなどの行為)
1. 学校で被害にあったことがある 2. 職場で被害にあったことがある 3. 地域の中で被害にあったことがある 4. 被害にあったことはない 5. その他(具体的に) } * 問25-(1)へ	1. 学校で被害にあったことがある 2. 職場で被害にあったことがある 3. 地域の中で被害にあったことがある 4. 被害にあったことはない 5. その他(具体的に) } * 問25-(1)へ

問25-(1). 問25で「1」「2」「3」と答えた方にお聞きます。被害について、どこ(だれ)かに相談しましたか。

(それぞれあてはまるものすべてに○)

セクシュアル・ハラスメント	パワー・ハラスメント
1. 家族や親戚に 2. 友人・知人に 3. 職場の窓口相談に 4. 医療関係者に 5. 警察に 6. 町や県に 7. 弁護士や弁護士会に 8. 人権擁護委員や民生委員に 9. 学校関係者に 10. どこ(だれ)にも相談しなかった 11. その他(具体的に)	1. 家族や親戚に 2. 友人・知人に 3. 職場の窓口相談に 4. 医療関係者に 5. 警察に 6. 町や県に 7. 弁護士や弁護士会に 8. 人権擁護委員や民生委員に 9. 学校関係者に 10. どこ(だれ)にも相談しなかった 11. その他(具体的に)

【ドメスティック・バイオレンス(DV＝配偶者や恋人からの暴力)について】

問26. 夫(または妻)、恋人からの暴力(DV)について、あなた自身の経験をお聞きます。

それぞれの番号に○をつけてください。

	* 何 度 も あ っ た	* 一、 二 度 あ っ た	全 く な い	い 配 偶 者 や 恋 人 は い な い
① 殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴力を受けた	1	2	3	4
② あなた、もしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	4
③ 大切にしているものを壊す、人格を否定したりするような暴言や無視をするなどの精神的ないやがらせを受けた	1	2	3	4
④ いやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた	1	2	3	4
⑤ 生活費を渡さない、働きに行かせないなどの経済的な制約を受けた	1	2	3	4
⑥ 電話や手紙を細かくチェックする、交友関係や外出を制限する、実家や友人に会わせないなどの束縛を受けた	1	2	3	4

* 問26-(1)へ

問26-(1). 問26で「* 何度もあった」、「* 一、二度あった」と答えた方にお聞きます。DVを受けた後、どこ(だれ)かに相談しましたか。(当てはまるものすべてに○)

1. 家族や親戚に	7. 人権擁護委員や民生委員に
2. 友人・知人に	8. 学校関係者に
3. 医療関係者に	9. どこ(だれ)にも相談しなかった * →
4. 警察に相談	10. どうすればよいかわからなかった .
5. 町や県に	11. その他(具体的に)
6. 弁護士や弁護士会に	

問26-(2)へ

問26-(2). 問26-(1)で「9」と回答した方にお聞きます。どこ(だれ)にも相談しなかったのはどうしてですか。

(当てはまるものすべてに○)

1. どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかった
2. 恥ずかしくて誰にも言えなかった
3. 相談しても無駄だと思った
4. 相談したことがわかった、仕返しを受けると思った
5. 自分さえ我慢すればやっていけると思った
6. 他人を巻き込みたくなかった
7. 自分にも悪いところがあると思った
8. 相手の行為は愛情の表現だと思った
9. 相談するほどのことではないと思った
10. その他

(具体的に)

問27. DVを防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(当てはまるものすべてに○)

1. 家庭での教育(暴力をふるわないことや人権・男女平等など)
2. 学校での教育(暴力をふるわないことや人権・男女平等など)
3. 暴力防止のための広報・啓発活動
4. 暴力を助長するおそれのある情報を取り締まり
5. 地域で見守りなどのネットワークづくり
6. 加害者に対し、二度と繰り返さないための教育
7. 加害者への罰則を強化
8. その他

(具体的に)

【政策・方針決定の場における男女共同参画について】

問28. 政治や行政において、「政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない」と言われていますが、

あなたはその理由が何であるかと思いませんか。(○は2つまで)

1. 家庭・職場・地域における性別役割分担、性差別の意識がある
2. 男性優位の組織運営になっている
3. 家族の支援・協力が得られない
4. 女性の能力開発の機会が十分ではない
5. 女性の活動を支援するネットワークや拠点施設が不足している
6. 女性側の積極性が十分でない
7. わからない
8. その他(具体的に)

問29. 「政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が増えること」によって、社会がどう変化すると思いますか。

(主なものに○を1つ)

1. 女性にとっても政治が身近になる	5. 何も変わらない
2. 男性中心の考え方に変化が生じる	6. わからない
3. 平等社会に向けて施策が推進される	7. その他(具体的に)
4. 女性の要望が行政に伝えやすくなる	

【男女共同参画に対するお考えについて】

問30. 日本の社会での現在の男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。

それぞれの番号に○をつけてください。

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
① 家庭生活で	1	2	3	4	5	6
② 職場の中で	1	2	3	4	5	6
③ 地域活動の中で	1	2	3	4	5	6
④ 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

問31. 男女共同参画社会を実現するために、どのようなことが必要だとお考えですか。

(お考えに近いものをすべてに○)

1. 広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発
2. 学校などにおける男女平等教育の推進
3. 社会教育・生涯学習の場での学習の充実
4. 職場における男女均等な取扱いについての周知徹底
5. 保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実
6. 介護サービスの充実
7. 検診体制や相談など健康に関する事業の推進
8. 地域活動における男女共同参画の推進
9. 審議会等の委員への女性の登用
10. 女性の就労支援の充実
11. 地域での女性リーダーの育成
12. 男女共同参画センター等拠点施設の整備
13. その他
(具体的に)

★性別にとらわれず、女性も男性もそれぞれの個性や能力が尊重され、いきいきと生きることができる真に豊かな男女共同参画社会を実現していくため、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

返信用封筒に入れ、 月 日()までに投函して下さい。